

手続き一覧（管理栄養士養成施設の指定、内容変更承認等について1）

区分	新規指定		内容変更承認
1 内容	新規指定（学校） ※設置者を変更する場合には、旧設置者について廃止の手続がとられ、新設置者について新たな指定が行わなければならぬため留意すること。	新規指定（学校以外の施設） ※設置者を変更する場合には、旧設置者について廃止の手續がとられ、新設置者について新たな指定が行わなければならぬため留意すること。	① 学生又は生徒の定員 ② 同時に授業を行う学生又は生徒の数 ③ 修業年限 ④ 教育内容ごとの単位数及び履修方法※ ⁶
2 根拠法令	法第5条の3第4号、令第9条及び第11条、 指定規則第3条 ※指導要領第4の2	法第5条の3第4号、令第9条及び第11条 施行規則第10条 ※指導要領第4の2	令第9条及び第12条 (学校) 指定規則第4条、(学校以外の施設) 施行規則第12条
3 手続き	所在地の都道府県知事を経由して文部科学大臣及び厚生労働大臣※ ¹ に申請 都道府県知事は必要な意見を付し提出	所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣※ ¹ に提出 都道府県知事は必要な意見を付し提出	所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣※ ¹ に申請 都道府県知事は必要な意見を付し提出 (学校にあっては文部科学大臣へも提出)
4 提出期限	(事前) 申請の2か月前（1月末）まで (正式申請) 指定を受けようとする前々年度の3月31日まで	(事前) 申請の2か月前（7月末）まで (正式申請) 指定を受けようとする年度の前年度の9月30日まで	(事前：定員の変更申請のみ) 申請の2か月前（7月末）まで (正式申請) 1の①、③は変更しようとする年度の前年度の9月30日まで 1の②、④は変更しようとする日の2か月前まで
5 提出書類	<p>(1) 指定規則第3条に規定する申請書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の名称※²及び所在地 ・設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 ・指定を受けようとする年度 ・学生の定員※³及び同時に授業を行う学生の数 ・修業年限及び教育課程※⁴ ・教員の氏名、職名、担当する教育内容※⁵及び専任又は兼任の別 ・校舎の各室の用途、構造及び面積 ・機械、器具、標本、模型及び図書の種類及び数 ・臨地実習施設として利用しようとする施設の名称及び所在地 <p>(2) 添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄付行為又は設置に関する条例 ・教員の履歴書 ・校舎の配置図及び平面図 <p>(3) (1)、(2)を確認するために必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置趣意書等 ・学則（教育内容及び履修方法が学則で確認できない場合は、履修規定等の書類も添付） ・教員（専・兼）の教育研究業績書 ・助手の履歴書 ・医師、管理栄養士の免許証の写し ・就任承諾書の写し ・臨地実習施設の受入承諾書の写し ・管理栄養士養成施設 教員・助手配置状況（様式1） ・時間割 	<p>(1) 施行規則第10条に規定する申請書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(養成施設の) 名称及び所在地 ・指定を受けようとする年度 ・設置者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所） ・修業年限及び教育課程※⁴ ・教員の氏名、職名、担当科目及び専任又は兼任の別 ・生徒の定員※³及び同時に授業を行う生徒の数 ・校舎の各室の用途、構造及び面積 ・機械、器具、標本、模型及び図書の種類及び数 ・実習施設として利用しようとする施設の名称及び所在地 <p>(2) 添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置者の履歴書（法人にあっては、定款、寄付行為又は条例） ・教員の履歴書 ・校地及び校舎の配置図並びに校舎の平面図 <p>(3) (1)、(2)を確認するために必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置趣意書等 ・学則（教育内容及び履修方法が学則で確認できない場合は、履修規定等の書類も添付） ・教員（専・兼）の教育研究業績書 ・助手の履歴書 ・医師、管理栄養士の免許証の写し ・就任承諾書の写し ・臨地実習施設の受入承諾書の写し ・時間割 	<p>(1) 申請書（記載事項） ○：1の①②の変更に該当する場合は、提出が必要となる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(養成施設の) 名称※⁷ ・(養成施設の) 所在地 ・設置者の代表者の氏名（法人にあっては、設置者の名称） ・変更事項（1の①～④の該当事項） ・変更予定期日 ・変更理由 ・変更内容 <p>変更内容には、新旧対照表を記載すること。 ①を変更する場合、変更前及び変更後における定員及び学級数を記載すること。 ④を変更する場合、授業概要等を具体的に記入すること。特に、科目を削除する場合は、削除してもそれぞれの教育内容ごとの教育目標を修得できるかの説明を記載すること</p> <p>○・変更後の教員の氏名、担当科目及び1週間当たり担当授業時間数並びに専任又は兼任の別</p> <p>○・変更後の建物及び設備の状況</p> <p>I : 管理栄養士養成施設が使用する専用及び共用の施設を示した平面図、各室の用途 II : 栄養教育実習室、臨床栄養実習室、給食経営管理実習室に備えるべき備品の一覧 III : 使用する建物・設備に変更がない場合、その旨を記載 ・その他（変更内容の適用年次、在学生への適用など）</p> <p>(2) (1)を確認するために必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学則（教育内容及び履修方法が学則で確認できない場合は、履修規定等の書類も添付） ○・時間割 ○・臨地実習施設の受入承諾書の写し（定員増加の場合等、必要に応じて）

※1 管理栄養士養成施設の指定等に関する権限は、地方厚生（支）局長に委任されているため、申請書及び届出の宛先は各地方厚生（支）局長宛とすること。 ※2 養成施設の名称

※3 編入学定員の有無についても記載すること（編入学定員を設ける場合はその人数）。 ※4 授業概要（シラバス等）も含む ※5 担当科目ごとに記載

※6 必修科目（学校：専門基礎分野+専門分野、学校以外：基礎分野+専門基礎分野+専門分野）の単位数、履修方法（i 講義又は演習、実験又は実習の授業形態、ii 必修・選択必修又は選択の別）及び科目名称の変更が該当（管理栄養士国家試験受験資格、栄養士免許取得に係るため申請が必要。開講年次（時間割）、授業内容の変更については、申請の必要はない）。

※7 養成施設の名称変更を伴う内容変更承認申請については、現名称にて申請をする。なお、名称変更があったときは、1か月以内にその旨を届け出ること。

手続き一覧（管理栄養士養成施設の指定、内容変更承認等について2）

区分	変更の届出	員数の届出	廃止の届出
1 内容	(学校) ①学校の名称及び所在地 ②設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 (学校以外の施設) ①(養成施設の)名称及び所在地 ②設置者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所)	①前年度卒業者の員数 ②学生又は生徒の現在員数	廃止届出
2 根拠法令	令第14条 (学校) 指定規則第5条、 (学校以外の施設) 施行規則第13条	令第13条	令第15条
3 手続き	所在地の都道府県を経由して厚生労働大臣※に提出 (学校にあっては文部科学大臣へも提出)	所在地の都道府県を経由して厚生労働大臣※に提出 (学校にあっては文部科学大臣へも提出)	所在地の都道府県を経由して厚生労働大臣※に提出 (学校にあっては文部科学大臣へも提出)
4 提出期限	変更があった時から1か月以内	毎年7月末日まで	廃止後すみやかに
5 記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・(養成施設の)名称 ・設置者の代表者の氏名(法人にあっては、設置者の名称) ・変更事項 (1の①、②の該当事項) ・変更時期 ・変更理由 ・変更内容(新旧対照表等。具体的に記入) 	<ul style="list-style-type: none"> ・(養成施設の)名称 ・設置者の代表者の氏名(法人にあっては、設置者の名称) ・届出事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・(養成施設の)名称 ・設置者の代表者の氏名(法人にあっては、設置者の名称) ・廃止理由 ・廃止年月日 ・在学中の学生又は生徒の処置

※管理栄養士養成施設の指定等に関する権限は、地方厚生(支)局長に委任されているため、申請書及び届出の宛先は各地方厚生(支)局長宛とすること。

主務大臣規定：栄養士法施行令第19条 → (学校) 厚生労働大臣及び文部科学大臣 (学校以外) 厚生労働大臣

権限の委任：栄養士法施行規則第20条の2 → 厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する

法=栄養士法(昭和22年法律第245号)

令=栄養士法施行令(昭和28年政令第231号)

施行規則=栄養士法施行規則(昭和23年厚生省令第2号)

指定規則=管理栄養士学校指定規則(昭和41年文部・厚生省令第2号)

指導要領=栄養士養成施設指導要領(平成13年9月21日健発第936号)

学校=学校教育法第1条の学校並びに同条の学校の設置者が設置している同法の第124条の専修学校及び134条の各種学校